

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 福岡県北九州市八幡西区築地町21番36号

氏名 岩野礦油株式会社

代表取締役 岩野 ちひろ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和5年7月1日

許可の有効年月日 令和12年6月30日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)
- ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)
- 汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上5種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る)

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|------------|--------------------|
| 平成5年7月1日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 |
| 平成10年6月5日 | 変更届(運搬施設) |
| 平成10年7月1日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 平成15年7月1日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 平成19年2月5日 | 変更届(役員) |
| 平成20年7月1日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 平成20年8月25日 | 変更届(運搬施設) |
| 平成21年7月2日 | 変更届(運搬施設) |
| 平成23年5月11日 | 変更届(運搬施設) |

以下裏面へ続く

裏面

平成23年10月4日	変更届(運搬施設)
平成25年7月1日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成26年1月20日	変更届(運搬施設)
平成26年3月3日	変更届(運搬施設)
平成27年10月13日	変更届(運搬施設)
平成27年12月28日	変更届(運搬施設)
平成28年8月1日	変更届(運搬施設)
平成29年2月3日	変更届(運搬施設)
平成29年7月26日	変更届(役員)
平成30年2月9日	変更届(運搬施設)
平成30年7月1日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成30年7月9日	変更届(運搬施設)
平成30年11月29日	変更届(運搬施設)
平成30年12月17日	変更届(運搬施設)
令和2年9月29日	変更届(運搬施設)
令和4年6月27日	変更届(運搬施設)
令和5年6月26日	変更届(運搬施設)
令和5年7月1日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)
令和5年11月6日	変更届(代表者、役員)

5. 積替え許可の有無 有・無
市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

複写厳禁